令和９・１０年度建設工事入札参加資格審査申請要領

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

1　審査基準日について

県内業者･･･建設業法に規定する主たる営業所が**香川県内**にある建設業許可業者（香川県知事･大臣）のこと。
令和7年10月1日～令和8年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者･･･建設業法に規定する主たる営業所が**香川県以外**にある建設業許可業者（その他都道府県知事･大臣）のこと。
令和7年9月1日～令和8年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

2　平均完成工事高要件について

次の表に掲げる建設工事の種類の資格審査申請を行うときは、経営事項審査における当該建設工事の平均完成工事高が0円である場合、その建設工事の種類の申請をすることができません。

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、とび･土工･コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事	0円超 （1円以上）

3　有効期間について

入札参加資格の有効期間は、原則、2年間（令和9年度及び令和10年度：令和9年4月1日～令和11年3月31日）です。

4　再格付について

中間年度（令和10年度）に再格付を行います。

再格付に関する手続きについては、令和 10 年度入札参加資格審査申請要領（令和9年11月頃に企業団ホームページに掲載予定）に記載しますので必ずご覧ください。

再格付に必要な書類の提出がない場合や次期の経営事項審査の結果、平均完成工事高要件を満たさなくなった業種や経営事項審査を受審していない業種については、令和9年度末をもって入札参加資格を喪失します。

〇中間年度（令和 10 年度）の再格付における経営事項審査の審査基準日（予定）については、

県内業者：令和8年10月1日～令和9年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者：令和8年9月1日～令和9年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

5 結果の公表について

資格審査の結果は、令和9年4月1日(木)に企業団ホームページに掲載します。個別に通知しませんので、企業団ホームページでご確認ください。

【香川県広域水道企業団ホームページのURL】 http://union.suido-kagawa.lg.jp/life/9/10/303/

6 申請の方法について

次の区分による手続が必要です。

電子申請が必要な事業者 電子申請 及び 書面申請 の両方が必要です。

令和8年度の企業団、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町又は香川県土地改良事業団体連合会のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されている者(下記の③の者を除きます。)

電子申請ができない事業者 書面申請 のみの申請となります。

① かがわ電子入札システム(以下「システム」といいます。)の企業ID・パスワードを所持していない者

② システムの企業ID・パスワードは所持しているが、令和8年度の企業団、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、まんのう町又は香川県土地改良事業団体連合会の入札参加資格者名簿に登載されていない者

③ 令和8年度の入札参加資格者名簿登載者であるが、過去に1度も名簿登載されていない受任営業所を申請しようとする者(県外業者に限ります。)

7 電子申請の注意事項について

・電子申請が必要な事業者は必ず電子申請を行ってください。書面申請のみでは受付できません。
・電子申請を行う場合であっても、対面又は郵送による審査を行いますので、所定の書類を準備して対面又は郵送による審査を受けてください。
・電子申請のみ行い、対面又は郵送による審査を受けない場合は、入札参加資格審査申請者と認められませんのでご注意ください。
・電子申請の入力を行える期間は令和8年11月16日(月)～令和9年1月29日(金)までです。
・電子申請は、既に交付を受けている本社・本店の企業ID・パスワードでシステムにログインし、申請する必要があります。支店等の営業所の企業ID・パスワードでは申請できません。
・企業ID・パスワードが不明である場合は、企業ID・パスワードを交付された自治体担当者に早めに再発行の申請をしてください(申請期限が近づくと、多くの再発行申請が集中する可能性があり、即時発行に対応できない場合もあります。)。
・資格審査申請をする前に、代表者等の本社情報等が最新の状態となっているかどうかを確認してください。最新の情報でない場合は、事前にシステムで変更届の申請を行い、企業団に変更届を提出してください。
・電子申請の入力方法については、入札参加資格審査申請等操作マニュアル(建設工事)をご確認ください。
・電子申請の操作方法等については、かがわ電子入札システムヘルプデスク:0120-128-781までお問合せください。

8 申請受付について

郵送又は持参で受け付けます。

○郵送受付

・受付期間　令和8年12月1日（火）～令和9年1月20日（水）（最終日消印有効）

・郵送宛先　〒760－8514　高松市番町一丁目8番15号　高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団　財産契約課

・提出方法　事故防止のため、封筒の表面に「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と明記し、上記の宛先へ簡易書留、一般書留又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスにより送付してください（レターパック可）。到着確認の問合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。

○持参受付

・受付期間　令和8年12月11日（金）～令和8年12月24日（木）　土曜日及び日曜日を除く。
令和9年1月13日（水）～令和9年1月29日（金）　土曜日、日曜日及び祝日を除く。

・受付場所　高松市番町一丁目8番15号　高松市防災合同庁舎6階　入札室

・受付時間　午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分

・提出方法　上記の受付場所に持参により提出してください。
※持参の場合、書類の受付のみとなり、審査終了後に受領書等を郵送します。また、混雑状況によっては待ち時間が発生することもありますのでご了承ください。

○行政書士（5件以上の申請をする場合）

・郵送による資格審査を受け付けます。上記の郵送受付期間内（消印有効）に送付してください。

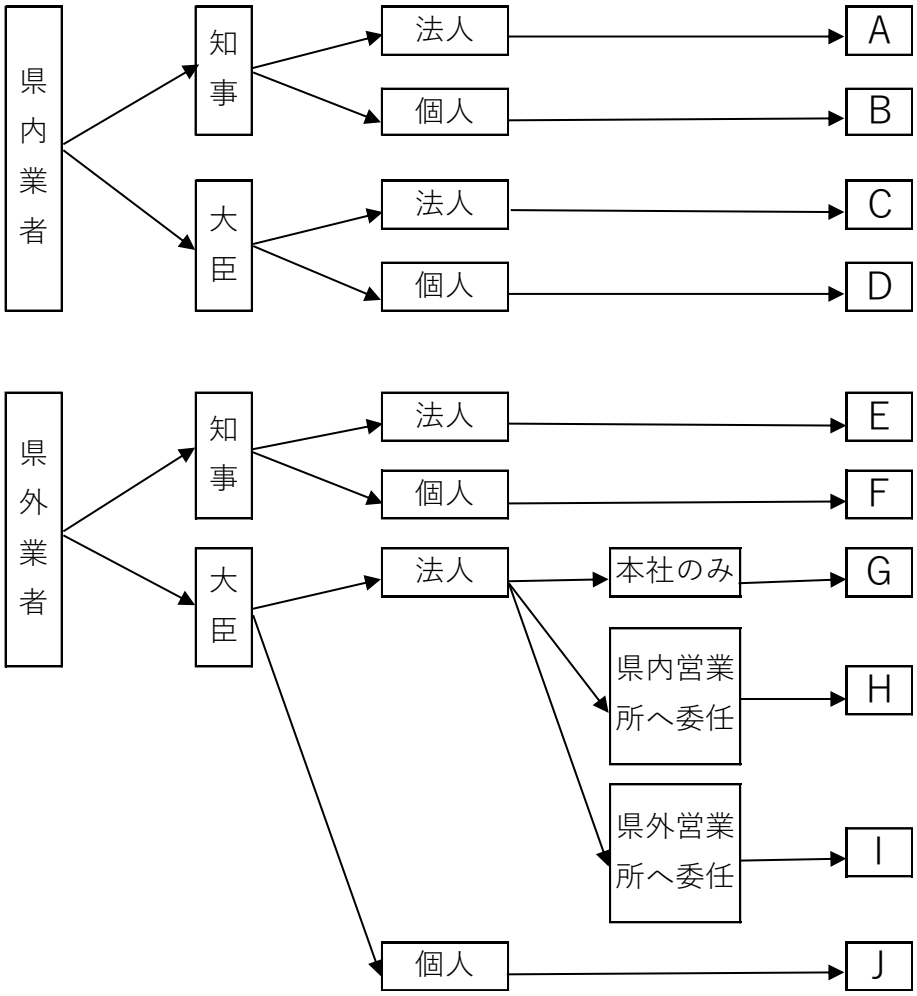
・持参受付期間内に持参も可能ですが、受付のみとし、審査終了後に連絡します。

※行政書士が複数の申請をする場合は、申請業者が確認できる一覧表（任意様式）を必ず提出（同封）してください。

★令和9年1月29日（金）午後5時までに補正が完了しない場合は受付できませんので、十分ご注意ください。
※郵送の場合も補正期限は同様ですので、早めに申請（郵送）するようにしてください。

9 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

・県内業者

委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

・県外業者

本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

（例1）本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「H」の県内営業所へ委任する業者となります。

（例2）本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「I」の県外営業所へ委任する業者となります。

※　本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

10 提出書類について

提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のとおり提出書類が必要となります。

〇･･･提出書類です。

△･･･電子申請の場合は省略可能です。

▲･･･該当がある場合に提出してください。

項番	提出書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
②	建設工事入札参加資格審査申請書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
③	申請営業所調書								〇	〇	
④	申請業種等調書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑥	受任営業所に関する書類								〇	〇	
⑦	委任状								△	△	
⑧	誓約書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑨	納税証明書（国税）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑩	納税証明書（県税）	〇	〇	〇	〇				〇		
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書		〇		〇						
⑫	経審結果通知書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑬	営業所写真	〇	〇	〇	〇				〇		
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用）【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	〇	〇	〇	〇						
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用）【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証	〇	〇	〇	〇						
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③（企業団用）及び資格者証等	▲	▲	▲	▲						
⑰	技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）					〇	〇	〇	〇	〇	〇
⑱	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑲	返信用封筒	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※⑱を提出する場合は、香川県の令和9･10年度建設工事入札参加資格審査申請の審査済印の押印された技術評価点数項目等調書（県外業者用）（コピー）を提出することで省略できるものとします。

11 提出要領について

・提出部数　　1部
・A4フラットファイル（水色などの青系）に、前ページの提出区分による提出書類を①～⑱の番号順に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載してください。⑲返信用封筒については、ファイルにクリップ止め等により提出してください。
・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。
・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込みしてください。
・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。提出書類等が不足していると受付できません。
・書類提出後、代表者変更等記載事項に変更が生じたときは、直ちにシステムで変更届の申請を行い、企業団に変更届を提出してください。
・提出書類のうち※印のある書類については、中間年度（令和10年度）の再格付において再度提出する必要がある書類です。再格付に関する手続きについては、令和10年度入札参加資格審査申請要領（令和9年11月頃に企業団ホームページに掲載予定）に記載しますので必ずご覧ください。

項番	提出書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	【記載例1ページ参照】 ・資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・提出区分をご確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・書類提出前に必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	建設工事入札参加資格審査申請書	【記載例2ページ参照】 〇電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参（郵送）してください。 〇電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
③	申請営業所調書	【記載例3ページ参照】 〇電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参（郵送）してください。 〇電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
④	申請業種等調書	【記載例4ページ参照】 〇電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参（郵送）してください。 〇電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。

⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 （コピー可）	・以下の①～③のうち、いずれか1つを提出してください。 ①　国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの（印字された日付が令和8年10月1日以降であること）。 ②建設業許可証明書（令和8年10月1日以降に発行されたものであること）。 ③建設業許可通知書（令和8年10月1日以降に発行されたものであること）。 ・①～③の記載事項（代表者、所在地等）に変更がある場合は、許可行政庁の受付印のある変更届出書（様式二十二号の二）を提出してください。
⑥	受任営業所に関する書類 （コピー可）	・受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営める営業所であることを確認します。 ・以下の①、②のうち、いずれか1つを提出してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可申請書　別紙二（2） ・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、別紙二（1）も添付してください。
⑦	委任状	○電子申請ができない事業者のみ必要 ・様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑧	誓約書	・主たる営業所（本社）の代表者（個人事業主の場合は個人）名により作成してください。様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑨	納税証明書（国税） （コピー可） **様式注意！！**	・令和8年10月1日以降に発行されたものであること。 ・免税業者も発行されます。 ○法人の場合（様式その3の3） ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の3以外は受付出来ませんのでご注意ください。 ○個人の場合（様式その3の2） ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付出来ませんのでご注意ください。 ※　国税の電子納税証明書は、電子納税証明書（PDF）を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます（xml形式の印刷は不可）。
⑩	納税証明書（香川県税） （コピー可）	・令和8年10月1日以降に発行されたものであること。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要です。 ・建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書（コピー可）	・令和8年10月1日以降に発行されたものであること。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和8年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要です。 ・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口に様式を用意しておりませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式は企業団ホームページに掲載していますので、ご利用ください。
⑫	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（コピー）※	○県内業者 審査基準日が令和7年10月1日～令和8年9月30日のもの。 ○県外業者 審査基準日が令和7年9月1日～令和8年8月31日のもの。 ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済（受付）印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）及びその他審査項目（社会性等）（別紙三）のコピーを提出してください。この場合、令和9年2月末日までに結果通知書を提出する必要があります。 ※　令和9年2月末日までに経審の完了を確認できない場合は、認定できませんので御注意ください。
⑬	営業所写真	・県内業者及び県外業者のうち香川県内に受任営業所を有する場合に提出してください。 ・専用の台紙に写真（令和8年10月1日以降のもの）を添付して提出してください。 ・台紙は企業団ホームページからダウンロードしてください。
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用）※	【記載例5ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において、香川県に提出しているものと同一内容で提出してください。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①（コピー）を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①（コピー）も併せて提出してください。 ※経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書①」（コピー）に香川県の審査済印は不要です。
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用）及び資格者証※	【記載例6ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において香川県に提出しているものから業種コード・技術職員コードを変更することができます。変更がない場合も、同一内容で提出してください。 ・資格を変更する場合は資格者証（コピー）を提出してください。同一資格で業種コードのみを変更する場合は、資格者証（コピー）の提出は不要です。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②（コピー）を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出

		している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)も併せて提出してください。 ※経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書②」(コピー)に香川県の審査済印は不要です。
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③(企業団用)及び資格者証等※	【記載例7ページ参照】 ・県内業者で水道施設工事の申請をする場合は、有資格者の有無に関わらず、必ず提出してください。 【確認書類】 ★各資格者証(コピー) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等)
⑰	技術評価点数項目等調書(県外業者用)(企業団用)※	【記載例8ページ参照】 ・すべての県外業者が提出する必要があります。 ・記載する項目がない場合は、「該当なし」で提出してください。
⑱	舗装施工管理技術者資格者証等(コピー)※	・県外業者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者がいる場合に提出してください。 ・土木施工管理技士とは別の資格です。 【確認書類】 ★(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証(コピー) (旧(財)道路保全技術センターが発行したものを含みます。) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等) ・令和10年度の再格付において引き続き加点を希望される方は、令和10年度入札参加資格審査申請要領(令和9年11月頃に企業団ホームページに掲載予定)に基づき、再度申請する必要があります。
⑲	返信用封筒	・受領証等を返送するため、必ず宛先を明記した封筒(定形内封筒は110円、定形外封筒は140円切手を貼付したもの。)を提出(同封)してください。 ・令和9年2月8日(月)を過ぎても返信のない場合、香川県広域水道企業団財産契約課契約グループ(087-826-6114)までご連絡ください。

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。
http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
納税証明書のオンライン交付請求について(※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可)のでご注意ください。)
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm(書面の納税証明書を受け取る場合について)
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm(電子納税証明書(電子ファイル)について)

香川県税の納税証明について

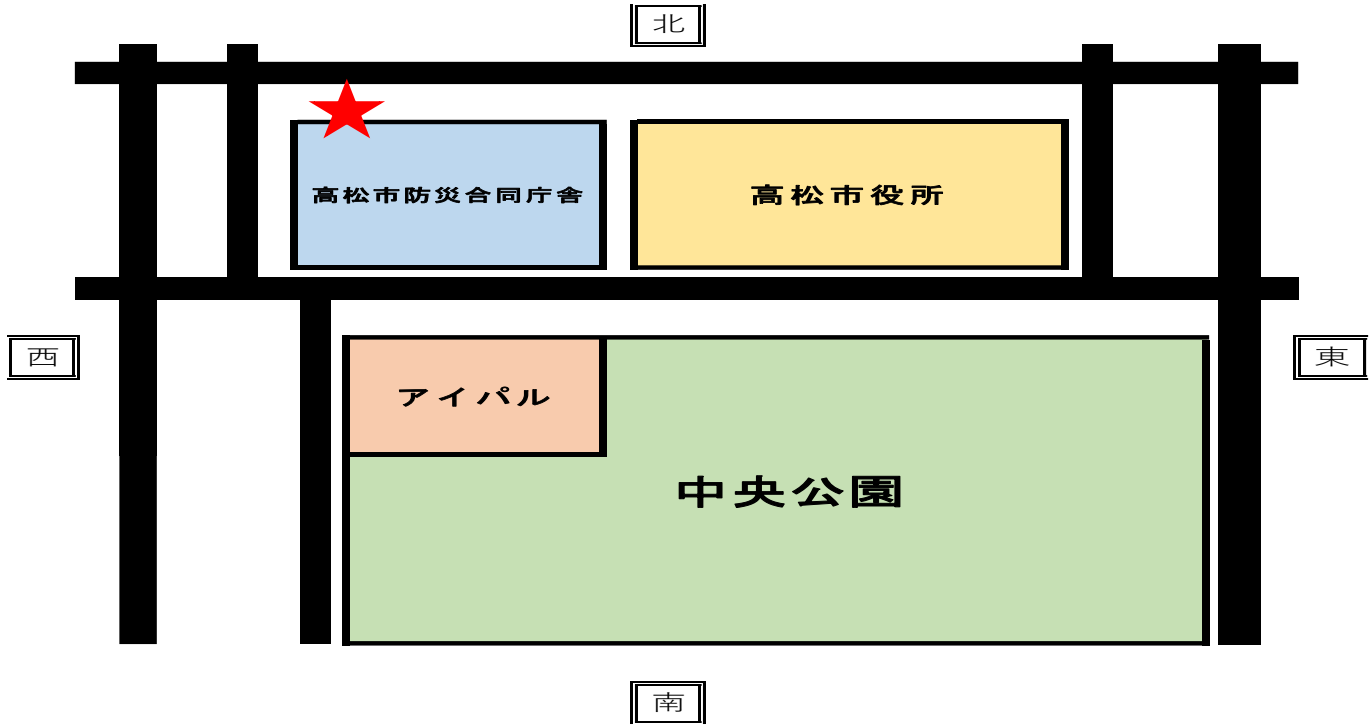
香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。
(県税のページ)
https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/
(県税のページ　Q&A納税証明書について)

https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

庁　舎　位　置　図

〒760−8514　香川県高松市番町一丁目8番15号　　高松市防災合同庁舎6階

香川県広域水道企業団　　財産契約課　　【開庁時間】8時30分～17時15分



問　い　合　わ　せ　先

担当窓口	住所	電話番号
財産契約課(契約グループ)	高松市番町一丁目8番15号	087−826−6114